

ガス事業法における保安規制のあり方について（案）

1. 内管に係る技術基準適合維持義務のあり方【論点1】

(1) 内管に係る技術基準適合維持義務の所在の整理

内管（敷地境界内からガス栓までの導管）については、需要家の所有資産であるが、現行法ではガス事業者が技術基準適合維持義務を課しており、資産区分と技術基準適合維持義務の区分が一致していない。需要家が管理責任を負うことで需要家の自己責任意識が醸成され、内管に係る保安の向上が期待できる観点から、自己が所有している内管については、需要家自らが技術基準適合維持義務を負うべきとし、内管（灯外内管・灯内内管）の技術基準適合維持義務をガス事業者から需要家（大口需要家・小口需要家）に移管させるのが適切か、移管することで需要家の理解は得られるのか、保安は確保されるのかについて検討する必要がある。

(2) 現状と課題

内管の技術基準適合維持義務は、これまでガス事業者が担っている。ガス事業者が漏えい検査などを実施した結果、漏えいしているなど技術基準に適合していない状態が確認された場合は、ガス事業者が需要家に内管の取替えを依頼している。ただし、内管の取替え費用は所有者である需要家が負担する。

現時点において、適用事例は確認されていないが、現行法では、内管の漏えいを放置するなど、技術上の基準に適合しないと認めるときは、経済産業大臣からガス事業者に対し、当該内管を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくは使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができるとしている。

このように、改善命令の発出先がガス事業者であり、改善の意思決定者（費用の負担者）である内管の所有者と一致していないため、仮にこの命令が発出されるとガス事業者が内管の所有者に命令内容の実施を依頼することとなる。

なお、電気事業法や液化石油ガス法では、需要家が所有する工作物又は設備の技術基準適合維持義務は所有者が負い、事業者は定期的な点検による調査・通知などが義務付けられている。

(3) 目指すべき方向性

内管の資産区分と技術基準適合維持義務が一致すると、技術基準に適合していない場合の経済産業大臣からの改善命令発出先が所有者となることで、需要家の自己責任意識が醸成され、内管に係る保安の向上が期待できることから、他エネルギー（LPガス、電力）との整合の観点から、内管の資産区分と技術基準適合維持義務が一致していることが望ましいと考えられる。

将来的には、腐食劣化対策管の状況や消費者意識の醸成状況等を踏まえた上で、内管の資産区分と技術基準適合維持義務を一致させることを目指すべきであると考えられる。

一方で、需要家が自ら保安業務を実施出来る場合を除き、ほとんどの需要家は、内管の漏えい検査や緊急時対応を自ら行うことは困難なため、漏えい検査及び緊急時対応等は、

これまでと同様、ガス事業者が実施することとし、需要家の負担抑制や保安の維持を図るべきであると考えられる。

(4) 大口需要家が所有する内管の技術基準適合維持義務のあり方

大口需要家については、これまでの段階的な自由化範囲の拡大に伴い、保安管理状況について特段の問題は発生していないこと、防火管理者又は安全管理者を選任している場合があること、一定量（年間使用量が10万m³以上）のガスを使用し、自己の所有する内管を自己の責任で管理していることを踏まえれば、内管（灯外・灯内）の資産区分と技術基準適合維持義務を一致させる（ガス事業者から大口需要家へ技術基準適合維持義務を移管する）ことが適当と考えられる。

(5) 小口需要家が所有する内管の技術基準適合維持義務のあり方

小口需要家については、保安の向上のため、内管の資産区分と技術基準適合維持義務を今回の見直しで一致させるべきとの意見がある。一方で、平成25年3月末における腐食劣化対策管（白ガス管など）の残存数が、個人宅のものも含めて約324万本（うち、保安上重要な建物の敷地内に埋設された腐食劣化対策管の残存数は平成24年3月末で約10万本）となっており、小口需要家は自ら内管を所有していることを認識していない場合が多いなど、大口需要家に比べると、自ら所有している資産としての内管の保安意識が必ずしも確立していないことがうかがわれる。そうした現状においては、内管の資産区分と技術基準適合維持義務を一致させる（現行のガス事業者から小口需要家へ技術基準適合維持義務を移管する）ことは現時点では時期尚早であり、適当ではないと考えられる。

しかしながら、需要家が内管を所有していることを適切に認識し、小口需要家に対する内管に関する責任意識の醸成を図ること（例：内管の資産区分について充分な周知・啓発活動を行うこと）で腐食劣化対策管（白ガス管など）の残存数をより一層減少させていくことが重要であり、腐食劣化対策管の状況や消費者意識の醸成状況等を踏まえた上で、ガス安全高度化計画の見直し時期（2020年頃）又は将来におけるガスシステム改革に係る検討の際などに、見直しを行うことが適当と考えられる。

なお、メーターの外側の灯外内管と、メーターの内側にあり、ガスの遮断が行われる灯内内管では、後者の方がリスクは相対的に低く、これらを分けて技術基準適合維持義務の在り方を考えることも選択肢となり得る。しかしながら、内管の保安は一体的に行っていること、また、小口需要家の所有者としての意識が必ずしも灯外内管と灯内内管について特に差異があるわけではない現状を踏まえると、灯外内管及び灯内内管を一体として検討することが適当と考えられる。

以上を整理すると以下ようになる。

| 保安義務 | 小口 | | 大口10万m ³ 以上 | |
|-------------|-------|-------|------------------------|-------|
| | 灯外内管 | 灯内内管 | 灯外内管 | 灯内内管 |
| 技術基準適合維持義務等 | ガス事業者 | ガス事業者 | 大口需要家 | 大口需要家 |

(6) 小口需要家における内管の保安を維持・向上させるための方策

内管の資産区分と技術基準適合維持義務を一致させる（現行のガス事業者から小口需要家へ技術基準適合維持義務を移管する）ことは現時点では適当ではないと考えられるものの、保安を維持・向上させるための方策を検討、実施することが重要である。

現在、ガス事業者は、保安上重要な建物の腐食劣化対策管（白ガス管など）に対して、定期的に漏えい検査を実施し、仮に漏えいしているなど、技術基準に適合していない状態が確認された場合には、ガス管の修繕又は取替えを行っている。その際、ガス事業者が需要家に対して、内管の取替えを依頼しているが、費用面等を理由に取替えに応じない場合がある。

漏えいが見つかった腐食劣化対策管（白ガス管など）は、一般的に漏えい箇所を修繕しても、他の箇所で漏えいする場合があるなど、再発する可能性が高い。このため、漏えいに係る規定を改正^(※)し、再発する危険性が高いと考えられるガス管の取替えを促進することについて今後検討する。

(※) 現在技術基準に適合するためには、漏えいが認められなかったものでなければならないとしている。しかしながら、保安上重要な建物においては、万が一、ガス漏えいを起因とする事故が発生した場合は、不特定多数の一般市民へも被害を与える可能性があるため、漏えいが見つかった管で、かつ、当該漏えい箇所を修繕しても漏えいが再発する危険性が高いと認められる場合には、当該管の取替えをしないと技術基準を満たさないとすることが考えられる。

再発する危険性が高いと認められるガス管の取替えについて、ガス事業者が一定回数、当該管の所有者等に取替え依頼を行っても、対応に応じない場合における措置について、国（経済産業大臣）からその所有者等に対して取替え等の協力要請を行い、その所有者等がこれに従わない場合には、ガス事業者は当該建物の入居者等に対して情報提供（当該ガス管の所在などの周知等）を行わなければならない仕組みについて、法令面での整合性を勘案しながら、今後検討する。

2. 内管の漏えい検査等に関する保安業務・保安責任のあり方【論点2】

(1) 保安責任の所在と保安業務の担い手の整理

第4回ガス安全小委員会（平成26年6月9日開催）の資料4の基本的考え方で示したとおり、自由化範囲の拡大に伴う制度の変更により、新規参入者の増加、供給者変更の増加等が予測される中で、保安（特に、需要家保安）の維持・向上、ひいては安全高度化目標の達成を目指すことが重要である。

この安全高度化目標を踏まえ、日本の都市ガス事業ではガス事業者だけでなく、国、需要家も含めた関係者全てが協働して需要家保安に関与し、保安を維持・向上する制度となっている。これにより事故による死傷者数の割合は他国に比べ一桁以上低く、高い安全水準にあり、「ガス安全高度化計画」の安全高度化目標（死亡事故ゼロ）は、目標年度の2020年に向け、達成に近づきつつあるが、現時点では未達成の状況である。

今般、ガスシステム改革の検討に伴い、保安責任の所在を整理することになるが、ガス安全高度化計画を始めとした保安の維持・向上を引き続き図ることが必要である。

いうまでもなく、都市ガスの供給には、導管を通じてガスを送る行為と、それにより需要家の下に届けられたガスを小売する行為の両方がある。現在のガス事業法では、自由化された部門（大口ガス事業、ガス導管事業）を除き、小売事業者と導管の維持・運営を担う事業者が同じ一般ガス事業者となっている。小売を全面自由化する場合、小口向け供給においても小売事業のみを行う事業者が参入する可能性がある。

なお、ガスシステム改革小委員会での審議では、ガス事業の類型は、小売を担うガス小売事業と、導管の維持・運営を担うガス導管事業の2つに整理されている。

このため、ガス事業者が担う需要家保安に係る保安義務（内管の漏えい検査、消費機器に関する周知・調査、緊急時の対応）について、新たな類型におけるガス小売事業者とガス導管事業者（以下、それぞれ「新ガス小売事業者」、「新ガス導管事業者」と呼ぶ。）のいずれが保安責任を担い、保安業務を担うべきか、各々検討する必要がある。

(2) 保安責任・保安業務に係る選択肢

新ガス小売事業者が需要家保安に係るガス事業法の責任を負わない場合、保安に対する関心及び保安を維持・向上しようというインセンティブが働かなくなるおそれがあり、その結果、保安向上に資する協働の仕組みが失われ、保安が低下するおそれがあるので、「ガス安全高度化計画」の考え方を継承させ、保安の維持・向上を図る観点から、新ガス小売事業者がガス事業法上の保安責任を担うことが適当とする意見がある。

一方で、電力システム改革に伴う電力の保安規制のあり方の議論においては、保安責任を小売電気事業者に課す選択肢もあるが、一般需要家等が契約する小売事業者が頻繁に変わることにより、調査の実施の管理が困難となる可能性が有り、制度的安定性を欠くことから、電線路維持運用者（ガスでいう新ガス導管事業者に相当）に保安責任を課すのが適当とされたところ。

このような考え方は、ガス事業においても同じ議論ができることから、新ガス導管事業者に保安責任を課するのが適当とする意見もある。

また、①需要家に接続する導管から需要家の消費機器までの一連の保安業務を一体的に行うことができること、②緊急時と平常時の保安業務も一体的に行うことができること、さらに、③需要家が新ガス小売事業者を選択できる制度の下で、需要家にとって新ガス小売事業者が切り替わることがあっても、保安責任を担う事業者の変更がないことから、新ガス導管事業者に保安責任を課することが適当とする意見もある。

以上を整理すると、以下の選択肢が考えられる。

【保安業務の実施者について】

- (ア) 新ガス導管事業者が実施する。
- (イ) 新ガス小売事業者が実施する。ただし、要望すれば他の事業者へ委託が確実にできる。
- (ウ) 新ガス小売事業者が実施する。ただし、委託は受託事業者と合意すれば可能。
- (エ) その他

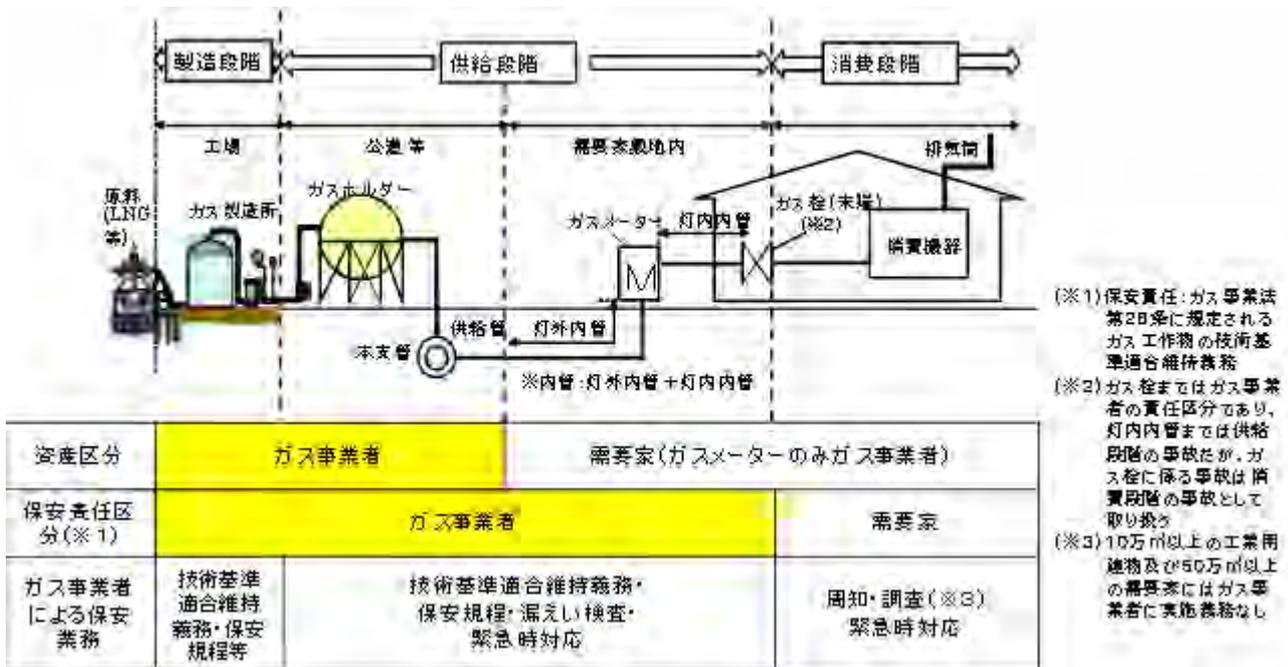
(※) 大口需要家に係る保安業務は別途議論する。

【保安責任の所在について】

- ① 新ガス導管事業者が担う
- ② 新ガス小売事業者が担う

(※) 大口需要家に係る保安責任は別途議論する。

図 各段階における資産区分・保安責任区分・ガス事業者による保安業務（都市ガス）



(出典) 経済産業省商務流通保安グループガス安全室

【参考1】保安業務の実施者について

保安業務（内管の漏えい検査、消費機器の周知・調査、緊急時の対応など）について、ガス事業法上の責任の有無にかかわらず保安業務を実施する者のことをいう。

【参考2】ガス事業法上の保安責任の所在（保安責任を負う者）について

（1）内管の漏えい検査（ガス工作物の技術上の基準を定める省令第51条第2項、ガス事業法第28条）

①ガス事業法上の保安責任を負う者（現行法ではガス事業者）は、定められた頻度で、かつ適切な方法により漏えい検査を行わなければならない。検査したガス工作物を引続きガス事業の用に供するためには、漏えいが認められなかったものでなければならない。^{（※1、※2）}

（※1）漏えい検査をする場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることが出来ない場合は、この限りでない。

（※2）漏えいが発見された場合は、技術基準に不適合であることから、ガス事業の用に供することはできず、供給を停止しなければならない。現在、内管工事は専らガス事業者が行っていることから、ガス事業者は、需要家に対し漏えい箇所の有償修理等を提案し、需要家が有償修理を申し込んだときは、これを承諾の上で修繕工事を行い、技術基準に適合させた上でガスの供給を継続している。

②（仮に漏えい箇所が修理されないまま、当該内管を用いてガスの供給が行なわれている場合）経済産業大臣は、ガス事業法上の保安責任を負う者（現行法ではガス事業者）に対し、技術上の基準に適合するように内管を修理し、改造し、移転し、若しくは一時停止を命じ、又はその使用を制限することができる。

③（仮に漏えい箇所が修理されないまま、当該内管を用いてガスの供給が行なわれている場合であって）公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、経済産業大臣は、ガス事業法上の保安責任を負う者（現行法ではガス事業者）に対し、内管を移転し、一時停止を命じ、若しくはその使用を制限し、又はガスを廃棄することを命ずることができる。

（2）消費機器の周知・調査（ガス事業法第40条の2）

①ガス事業法上の保安責任を負う者（現行法ではガス事業者）は、ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具（附属装置を含む。以下「消費機器」という。）を使用する者に対し、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項を周知させなければならない。

②ガス事業法上の保安責任を負う者（現行法ではガス事業者）は、その供給するガスに係る消費機器が技術上の基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。^{（※3）}

（※3）消費機器を設置し、又は使用をする場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることが出来ない場合は、この限りでない。

③ガス事業法上の保安責任を負う者（現行法ではガス事業者）は、調査の結果、技術上の基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するためにとるべき措置及びその措置をとらなかった場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知しなければならない。

④ガス事業法上の保安責任を負う者（現行法ではガス事業者）は、帳簿を備え、調査及び通知に関する業務に関し、省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

⑤経済産業大臣は、消費機器が技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように消費機器を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

(3) 緊急時対応（ガス事業法第30条、31条ならびに第40条の2第4項）

①ガス事業法上の保安責任を負う者（現行法ではガス事業者）は、一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規程[※]を定め事業の開始前に経済産業大臣に届け出なければならない。

（※）災害その他非常の場合に採るべき措置に関することとして、緊急時の対応業務に関する事項を定め遵守することを義務付けている。具体的には、ガス漏えい及び導管事故等に対する措置や事故発生時の体制、器材等の整備並びにガス漏えい及び導管事故等の処理要領について定め遵守することを義務付けている。

②ガス事業法上の保安責任を負う者（現行法ではガス事業者）は、消費機器において、その供給するガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その供給するガスの使用者からその事実を通知され、これに対する措置をとることを求められたときは、すみやかにその措置をとらなければならない。自らその事実を知ったときも、同様とする。

(3) 小口ガス供給の保安業務の実施者

A 緊急保安（緊急時対応）

ガスによる災害が発生し又は発生するおそれがある場合、供給先の需要家から通報され対応を求められた時や自らその事実を知った時に、すみやかに対応するため、緊急保安（緊急時対応）業務は、24 時間体制での電話受付や、現場に急行するための出動班など保安体制の整備が必要である。また、現場における漏えい箇所の絞込み、ガス漏れを止める応急修理については、面的な対応が必要なことに加え、現場の状況に応じた個別の対応と判断が求められる。このため、新ガス導管事業者が一体的に実施することが適当であると考えられる。

B 内管の漏えい検査

内管については、ポリエチレン管を使用する部分や屋外で埋設されていない部分等を除き、40 月に 1 回以上の頻度で適切な方法により、ガスの漏えいがないかを点検し、漏えいが認められない状態としなければならない。

一般ガス事業の供給形態における特徴として、導管ネットワークが挙げられる。一般的に、製造所から公道までの導管（上流）と敷地内の導管（下流）はつながっていることから、①ガス漏れ対応では、上流から下流のどの部分のガス漏れでも迅速に修理できる体制と保安情報が有効であること、②内管の品質が導管ネットワーク全体に影響を及ぼすことになることから、特に小口供給では、下流の内管工事の品質確保は導管ネットワーク管理と一体で行うことが需要家への安全確保を図る上で有効である。

このため、内管の漏えい検査は、新ガス導管事業者が実施することが適当であると考えられる。

なお、論点 1 で、内管の技術基準適合維持義務は、ガス事業者に課すとしたが、内管の漏えい検査と同様の考え方から、新ガス導管事業者に課すことが適当であると考えられる。

C 消費機器の調査

ガス事業法における消費設備の調査は、不完全燃焼防止機能が付いていないガス瞬間湯沸器及びふろがまなどであり、当該消費機器の点検対象は、現在は少なくとも約 60 万台以上はあると推定^(※)される。

(※) 一般社団法人日本ガス協会による推定

内管の漏えい検査と消費機器の調査は必ずしも一体として実施する必要性はないが、現状では、消費者宅の訪問機会に併せて、内管の漏えい検査などとともに実施することが一般的であり、新ガス導管事業者が、ガス導管と接続されている末端の消費機器まで一貫して、保安業務を実施する方が、保安の維持・向上が安定的に図れる。

このため、消費機器の調査は新ガス導管事業者が実施するのが適当であると考えられる。

D、E 消費機器の周知

周知については大きく分けて、①一般的なガスの使用に伴う危険発生の防止に関する周知（「一般的周知」という。基本的に3年度に1回以上）と、②屋内に設置されたガス瞬間湯沸器（ガスの消費量が12kw以下のもの）、屋内に設置された半密閉式のガス湯沸器及び浴室内に設置された自然排気式・排気扇未接続のふろがまなどを所有する需要家に対するガスの使用に伴う危険発生の防止のための周知（「危険発生防止周知」という。毎年度に1回以上）とがある。

①は一般的なパンフレットの配布で対応^(※) できることから、日頃需要家と接点があると想定される新ガス小売事業者が実施することが適当であると考えられる。

(※) この他、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布若しくは巡回訪問その他のガスの使用に伴う危険の発生を防止するための適切な方法により、周知を実施し、ガスの使用に伴う危険性の発生の防止に努めることとされている。

一方、②は、過去の事故事例等から重大事故の発生確率が高いガス機器の利用者に対しては、安全意識の高揚と安全型機器への取替促進を目的とした個別の周知を行う必要があり、当該業務を実施する上では、新ガス導管事業者が、内管の漏えい検査、ガス導管と接続されている末端の消費機器まで一貫して、保安業務を実施する方が、保安の維持・向上が安定的に図れる。したがって、②については、新ガス導管事業者が実施することが適当であると考えられる。

(4) 小口ガス供給の保安責任の所在（保安責任を負う者）

新ガス小売事業者が需要家保安に係るガス事業法上の責任を負わない場合、保安に対する関心及び保安を維持・向上しようというインセンティブが新ガス小売事業者に働かなくなるおそれがある。その結果、これまで築き上げ効果的に機能してきた保安向上に資する協働の仕組みが失われ、保安が低下するおそれがある。また、現行法において、ガス事業者のサービス部門が行い、保安向上に一定の効果をもつ「業務接点機会を通じた保安活動」の機会が喪失するおそれがあるため、保安の維持・向上の観点から、新ガス小売事業者がガス事業法上の保安責任を担うことが適当とする意見がある。

しかしながら、前述（①需要家に接続する導管から需要家の消費機器までの一連の保安業務を一体的に行うことができること、②緊急時と平常時の保安業務も一体的に行うことができること、③需要家が新ガス小売事業者を選択できる制度の下で、需要家にとって新ガス小売事業者が切り替わることがあっても、保安責任を担う事業者の変更がないこと）に加え、④緊急保安は、面的な対応に加え、現場に応じた個別の対応と判断が求められること、⑤小売事業者が保安責任を負うこととした場合、空き家の保安は、空白となってしまうこと、といった観点から、保安責任は新ガス導管事業者が実施するのが適当であると考えられる。

以上をまとめると、小口供給に係る保安業務（保安業務の実施者）と保安責任（保安業務の実施義務を負う者）は以下のとおりとなる。

| | 保安業務 (保安業務の実施者) | 保安責任 (保安業務の実施義務を負う者) |
|------------------------|----------------------|-------------------------|
| A 緊急保安 (緊急時対応) | 新ガス導管事業者 (選択肢(ア)) | 新ガス導管事業者 (選択肢①) |
| B 内管の漏えい検査 | | |
| C 消費機器調査 | | |
| D 消費機器周知 (危険発生防止周知) | | |
| E 消費機器周知 (一般的周知) | 新ガス小売事業者 (選択肢(イ)) | 新ガス小売事業者 (選択肢②) |

また、小口供給に係る内管の保安責任は以下のとおりとなる。

| | 保安業務 | 保安責任 |
|--------------------------|------|--------------------|
| 内管（灯外・灯内）の 技術基準適合維持義務 | | 新ガス導管事業者 (選択肢①) |

(5) 大口ガス供給の保安業務の実施者と保安責任の所在

【論点1】において、大口需要家における内管（灯外・灯内）の資産区分と技術基準適合維持義務を一致させることが適当とした。

このうち、工業用建物については、ガス主任技術者などの資格を有する場合には、自らの責任により内管の漏えい検査を実施できることとするが、自ら検査ができない、又は自ら検査することを希望しない場合は、自らの責任で検査実施者を選択できる仕組み（現行のガス事業者へ委託）とするのが適当であると考えられる。

また、工業用以外の建物（ホテル、ビル等）については、多くの居住者等がいるため、保安上特に厳格に管理を行うべきであるが、必ずしも当該建物の大口需要家が、ガスの保安に関して、それらを自ら実施する能力を有する訳ではなく、また、それらを実施する事業者を着実に確保する環境が整備されていないと考えられるため、内管（灯外・灯内）の技術基準適合維持義務は大口需要家が負うものの、現行のガス事業者に定期的な漏えい検査を行わせることが適当であると考えられる。

以上を整理し、以下のようになる。

| | | 大口の保安業務 | | 大口の保安責任 | |
|----------------|----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | | 10万m ³ 以上 | 50万m ³ 以上 | 10万m ³ 以上 | 50万m ³ 以上 |
| 内管の漏えい検査 | 工業用建物（自ら実施可能） | 大口需要家 | | 大口需要家 | |
| | 工業用建物（自ら実施不可、又は自ら実施を希望しない） | ガス事業者（受託） | | | |
| | 工業用建物以外 | ガス事業者 | | ガス事業者 | |
| ガス消費機器の周知・調査義務 | 工業用建物 | — | — | — | — |
| | 工業用建物以外 | ガス事業者 | — | ガス事業者 | — |
| 緊急時の対応義務 | | ガス事業者 | | ガス事業者 | |

大口ガス供給については、これまでの自由化範囲の拡大に合わせて実施してきた保安制度が機能していること、また、特殊な機器や配管を有するため、当該情報に精通し、顧客と日々連絡体制を持つ小売事業者以外は、実施困難であることから、これまで通り新ガス小売事業者が保安責任を担うことが適当とする意見がある。

しかしながら、小売全面自由化を機に、大口ガスと小口ガスを切り分けるのではなく、小口で整理した保安業務と保安責任の考え方を大口ガスについても同様に適用することにより、保安業務を実施する方が、保安の維持・向上が安定的に図れる。

（10万m³未満と10万m³以上との間で、保安責任が変更する場合には、需要家にとって今後混乱が生じる可能性がある。）

よって、保安業務は大口と小口と区別せずに運用することが適当であると考えられるため、小口と同様に一部の保安業務（一般的周知）を除き、保安責任は新ガス導管事業者が担うことが適当であると考えられる。

大口需要家が所有する内管の技術基準適合維持義務のあり方については、前述のとおり、資産区分と技術基準適合維持義務を一致させることが適当とした。

大口需要家のうち、工業用建物については、①ガス主任技術者などの資格を有する場合には、自らの責任により内管の漏えい検査を実施できることとするケースと、②自ら検査ができない、又は自ら検査することを希望しない場合は、自らの責任で検査実施者を選択できる仕組み（現行のガス事業者へ委託）とするケースが考えられる。

②のケースに際して、ガス事業者のすべてが保安業務を受託しない場合には、内管の漏えい検査が実施できなくなるおそれがある。このため、仮にガス小売事業者が拒否したとしても、最終的に新ガス導管事業者はこれを拒否することが出来ないとするのが適当であると考えられる。

次に、より重要な問題であるが、内管の漏えい検査を行った結果、ガス工作物が技術基準に適合しなかった場合の補修業務について、これまではガス事業者が補修業務を行う義務を負っていったところである。しかしながら、今回の見直しにより、技術基準適合維持義務がガス事業者から大口需要家へ移管した場合には、大口需要家から委託の申し出をガス事業者が拒否することが、法的には可能となる。

このため、補修業務に関しても大口需要家が自ら補修を実施できない場合、補修を引き受ける事業者が存在しないことがないよう、最終的には新ガス導管事業者が大口需要家からの申し出を拒否できない制度とすることが適当であると考えられる。

以上を整理すると、以下のようになる。

| 保安措置 | | 大口の保安業務 | | 大口の保安責任 | |
|-------------|----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | | 10万m ³ 以上 | 50万m ³ 以上 | 10万m ³ 以上 | 50万m ³ 以上 |
| 内管の漏えい検査 | 工業用建物（自ら実施可能） | 大口需要家 | | 大口需要家 | |
| | 工業用建物（自ら実施不可、又は自ら実施を希望しない） | ※ | | | |
| | 工業用建物以外 | 新ガス導管事業者 | | 新ガス導管事業者 | |
| ガス消費機器の調査義務 | 工業用建物 | — | — | — | — |
| | 工業用建物以外 | 新ガス導管事業者 | — | 新ガス導管事業者 | — |
| ガス消費機器の周知義務 | 工業用建物 | — | — | — | — |
| | 工業用建物以外（一般周知） | 新ガス小売事業者 | — | 新ガス小売事業者 | — |
| | 工業用建物以外（危険発生防止周知） | 新ガス導管事業者 | — | 新ガス導管事業者 | — |
| 緊急時の対応義務 | | 新ガス導管事業者 | | 新ガス導管事業者 | |

| 保安措置 | | 大口の保安業務 | | 大口の保安責任 | |
|---|----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | | 10万m ³ 以上 | 50万m ³ 以上 | 10万m ³ 以上 | 50万m ³ 以上 |
| 技術基準適合維持義務 | 工業用建物（自ら実施可能） | — | | 大口需要家 | |
| | 工業用建物（自ら実施不可、又は自ら実施を希望しない） | | | | |
| | 工業用建物以外 | | | | |
| 技術基準適合維持義務（補修） （ガス工作物が技術基準に適合しなかった場合の補修業務） | 工業用建物（自ら実施可能） | ※ | | 大口需要家 | |
| | 工業用建物（自ら実施不可、又は自ら実施を希望しない） | | | | |
| | 工業用建物以外 | | | | |

(※) 自社で行うことも、他社に委託することも制度的に担保されるが、検査・補修の引き受け手がいない場合、新ガス導管事業者が引き受ける枠組みが必要と考えられる。

(6) 保安の維持・向上の観点から留意すべき事項

- ①自由化が進めば、新ガス小売事業者が考える様々なビジネスモデルがもたらされることが期待されるが、どのようなモデルであっても保安を維持・向上し、ガス安全高度化目標を達成できる仕組みが必要である。
- ②新ガス小売事業者が、日々のサービス・営業活動等で保安上の適切な対応を行うこと、保安業務に必要な情報を新ガス導管事業者に適宜提供し、協働で保安の維持・向上を図ることができるような制度設計（託送供給約款で担保等）が必要である。
- ③新ガス小売事業者・新ガス導管事業者のそれぞれが保安活動に取り組み、現在自主的な保安活動で達成されている保安を維持・向上することが重要である。また、一般のガスシステム改革により生ずる検討項目を今後整理することが重要である。

(7) 自主保安で行ってきた業務の整理

これまで自主保安で行ってきた業務について、新ガス導管事業者・新ガス小売事業者のどちらが実施することが適切かにつき、今後整理することが必要である。

- ①これまでの自主保安業務のうち、新ガス導管事業者が実施することが適切であると考えられる業務の例

開栓時調査（供給開始時調査）、需要家からの問い合わせ（保安関係）、定期点検結果等をもとにした改善活動、需要家との接点時に発見した事象への対応

- ②これまで自主保安業務のうち、新ガス小売事業者が実施することが適切であると考えられる業務の例

一般的なガスの危険性に係る周知、需要家との接点時に発見した事象への対応

(8) 新たに法的な位置づけを検討すべき保安に関する事項

これまで行われてきた自主的な保安業務は、都市ガス保安の維持・向上にとって重要であると考えことから、保安を低下させないように、新ガス小売事業者及び新ガス導管事業者が、それぞれの役割に応じて保安業務を実施する必要がある。

このため、新たに法的な位置づけが必要な保安業務がないかを今後検討していく必要がある。

以下、検討項目の例を示す。

○開栓時調査（供給開始時調査）

○保安業務に必要な事業者間の情報連絡

業務機会等を通じて得るべき最新情報とその連絡

例：最新の消費機器の設置状況、内管図面、内管・消費機器の点検結果、ガス漏れ修理伝票

○それぞれの事業者の役割に応じた保安規程の届出や保安組織・ガス主任技術者のあり方

○それぞれの事業者の役割に応じた保安責任領域

・新ガス導管事業者、新ガス小売事業者がガス事業法第1条の目的の精神に則り、保安向上を目指すべき責任領域の規定。この規定された領域において常に保安向上を図る責務を負うことを明確化することにより、自主保安を行うことへのインセンティブが働く仕組みとする。

例1：新ガス導管事業者が実施するのが適当であると考えられる領域の例
新ガス導管事業者資産のガス工作物の保安に係る事項 など

例2：新ガス小売事業者が実施するのが適当であると考えられる領域の例
契約した需要家資産のガス工作物の保安に係る事項
契約した需要家の消費機器の保安に係る事項 など

○それぞれの事業者の保安責任領域に応じた事故報告^(※)

(※) 現行はガス事業者が報告

3. 簡易ガス事業に係る保安のあり方【論点3】

(1) 簡易ガス事業の保安規制の整理

平成26年6月5日に開催されたガスシステム改革小委員会において、簡易ガス事業に係る規制について検討され、審議の結果、安全性の確保を大前提とした上で、保安規制の整合化が図られるのであれば、現行のガス事業法における簡易ガス事業制度を廃止し、LPガスを導管で供給する事業に係る保安規制は供給先の戸数に関わらず液化石油ガス法で整理した方がよいのではないかという意見が多かった。簡易ガス事業（70戸以上）に係る保安規制をガス事業法から液化石油ガス法へ移行することについて、安全性の確保を大前提とした上で、保安規制の整合化が図られるのであれば移行は可能か、移行を検討する上で、保安の観点から留意すべき点はあるかについて検討することが必要である。

(2) 目指すべき方向性

簡易ガス事業（70戸以上）に係る保安規制をガス事業法から液化石油ガス法へ移行することについては、安全性の確保を大前提とし、保安規制の整合化が図られるのであれば移行は可能であると考えられる。

経緯論として、都市ガス供給区域内におけるLPガス導管供給事業と都市ガス事業との調整においては、国会審議の過程で、保安規制という観点ではなく事業規制の面から簡易ガス事業の下限を50戸から70戸に引き上げる修正がなされた上で、昭和45年にガス事業法案が成立し、ガス事業法における簡易ガス事業制度が創設されている。

実態面として、多くの簡易ガス事業者はLPガス販売事業も行っており、簡易ガス事業者からは、ガス事業法（70戸以上）と液化石油ガス法（69戸以下）の違いのため、両方の規定に対応する体制整備が必要となり、事業者に負担が生じているとの指摘がある。このため、規制を整合化することで事業者の負担が解消される。また、大規模団地供給に係る保安規制は技術基準の整備により対応は可能である。

なお、移行にあたっては、液化石油ガス法の保安規制を基本としつつ、安全性の確保を前提とした規制の整合化、合理化を図るとともに、移行の際に引き続き資格（丙種ガス主任技術者等）を活用できる体制を構築し、移行に係る経過措置、簡易ガス事業者及び自治体等の負担、意見等にも留意しながら、今後とも引き続き詳細かつ慎重に検討する必要があると考えられる。

(3) 技術基準

①貯槽等

(a) 現行

ガス事業法と液化石油ガス法との保安距離について、大きく分けて5タイプある。

- ・簡易ガス事業（ガス事業法）の方が、保安距離が短いもの（緑色）
- ・液化石油ガス法の方が、保安距離が短いもの（黄色）
- ・最初は同等又は液化石油ガス法の方が、保安距離が短い、貯蔵量（X値）が大きくなるにつれて、ガス事業法の方が、保安距離が短いもの（オレンジ色）

- ・ 液化石油ガス法と簡易ガス事業（ガス事業法）で保安距離が同じになるもの（水色）
- ・ 液化石油ガス法に特段規定されていないもの（赤色）

(※)10 トン以上のバルク貯槽は現時点では存在しない

なお、バルク貯槽はLPガスの販売事業の用に供する設備として液化石油ガス法
 の分野で平成9年に導入された比較的新しいものである。貯蔵能力 1,000kg 未満及び
 1,000kg 以上 3,000kg 未満のバルク貯槽の保安距離や保安距離の緩和措置内容につ
 いては、バルク貯槽の周辺で火災等の異常事象が生じた場合であっても周囲の保安物件
 に対して被害をもたらすことのない距離や保安措置として実施した各種実証実験等
 により確認し、安全性が十分に検証された結果が反映されたものとなっている。

◎現行の保安距離について

* 単位 : m

| 貯蔵種別 | 物件区分 | 保安距離緩和措置 ガス法緩和措置：ガ 液法緩和措置：液 | 貯蔵能力 | | | | | | | |
|-------|------|-----------------------------------|-------------------|---------|-------------------|---------|-------------------|---------|-------------------------|---------|
| | | | 1000kg未満 | | 1000kg以上3000kg未満 | | 3000kg以上10000kg未満 | | 10000kg以上 | |
| | | | 簡易ガス事業 (ガス事業法) | 液化石油ガス法 | 簡易ガス事業 (ガス事業法) | 液化石油ガス法 | 簡易ガス事業 (ガス事業法) | 液化石油ガス法 | 簡易ガス事業 (ガス事業法) | 液化石油ガス法 |
| 容器 | 第一種 | 保安距離緩和措置なし | 16.97 | 0 | 16.97 | 16.97 | 16.97 | 16.97 | $0.12\sqrt{(X+10000)}$ | 16.97 |
| | | 障壁あり(ガ、液) | 0 | 0 | 0 | 0 | 13.58 | 13.58 | $0.096\sqrt{(X+10000)}$ | 16.97 |
| | 第二種 | 保安距離緩和措置なし | 11.31 | 0 | 11.31 | 11.31 | 11.31 | 11.31 | $0.08\sqrt{(X+10000)}$ | 11.31 |
| | | 障壁あり(ガ、液) | 0 | 0 | 0 | 0 | 9.05 | 9.05 | $0.064\sqrt{(X+10000)}$ | 11.31 |
| バルク容器 | 第一種 | 保安距離緩和措置なし | 16.97 | 0 | 16.97 | 16.97 | 16.97 | 16.97 | $0.12\sqrt{(X+10000)}$ | 16.97 |
| | | 障壁あり(ガ、液) | 0 | 0 | 0 | 0 | 13.58 | 13.58 | $0.096\sqrt{(X+10000)}$ | 16.97 |
| | 第二種 | 保安距離緩和措置なし | 11.31 | 0 | 11.31 | 11.31 | 11.31 | 11.31 | $0.08\sqrt{(X+10000)}$ | 11.31 |
| | | 障壁あり(ガ、液) | 0 | 0 | 0 | 0 | 9.05 | 9.05 | $0.064\sqrt{(X+10000)}$ | 11.31 |
| バルク貯槽 | 第一種 | 保安距離緩和措置なし | 16.97 | 1.5 | 16.97 | 7 | 16.97 | 16.97 | $0.12\sqrt{(X+10000)}$ | |
| | | 構造壁あり(液) | 16.97 | 0 | 16.97 | 0 | 16.97 | 16.97 | $0.12\sqrt{(X+10000)}$ | |
| | | 障壁あり(ガ、液) | 0 | 1.5 | 0 | 0 | 13.58 | 13.58 | $0.096\sqrt{(X+10000)}$ | |
| | | 埋設(ガ、液) | 0 | 0 | 0 | 0 | 13.58 | 13.58 | $0.096\sqrt{(X+10000)}$ | |
| | 第二種 | 保安距離緩和措置なし | 11.31 | 1 | 11.31 | 7 | 11.31 | 11.31 | $0.08\sqrt{(X+10000)}$ | |
| | | 構造壁あり(液) | 11.31 | 0 | 11.31 | 0 | 11.31 | 11.31 | $0.08\sqrt{(X+10000)}$ | |
| | | 障壁あり(ガ、液) | 0 | 1 | 0 | 0 | 9.05 | 9.05 | $0.064\sqrt{(X+10000)}$ | |
| | | 埋設(ガ、液) | 0 | 0 | 0 | 0 | 9.05 | 9.05 | $0.064\sqrt{(X+10000)}$ | |
| 貯槽 | 第一種 | 保安距離緩和措置なし | 16.97 | 16.97 | 16.97 | 16.97 | 16.97 | 16.97 | $0.12\sqrt{(X+10000)}$ | 16.97 |
| | | 障壁あり(液) | 16.97 | 0 | 16.97 | 0 | 16.97 | 13.58 | $0.12\sqrt{(X+10000)}$ | 16.97 |
| | | 障壁及び水噴霧装置あり(ガ) | 13.58 | 0 | 13.58 | 0 | 13.58 | 13.58 | $0.096\sqrt{(X+10000)}$ | 16.97 |
| | | 埋設(液) | 16.97 | 0 | 16.97 | 0 | 16.97 | 13.58 | $0.12\sqrt{(X+10000)}$ | 16.97 |
| | 第二種 | 保安距離緩和措置なし | 11.31 | 11.31 | 11.31 | 11.31 | 11.31 | 11.31 | $0.08\sqrt{(X+10000)}$ | 11.31 |
| | | 障壁あり(液) | 11.31 | 0 | 11.31 | 0 | 11.31 | 9.05 | $0.08\sqrt{(X+10000)}$ | 11.31 |
| | | 障壁及び水噴霧装置あり(ガ) | 9.05 | 0 | 9.05 | 0 | 9.05 | 9.05 | $0.064\sqrt{(X+10000)}$ | 11.31 |
| | | 埋設(液) | 11.31 | 0 | 11.31 | 0 | 11.31 | 9.05 | $0.08\sqrt{(X+10000)}$ | 11.31 |

■ : ガス事業法の方が保安距離が短い
■ : 液化石油ガス法の方が保安距離が短い
■ : 最初は同等又はガス事業法の方が保安距離が短い、貯蔵量(X値)が大きくなるにつれて、液化石油ガス法の方が保安距離が短い
■ : 液化石油ガス法と簡易ガス事業(ガス事業法)と同じ
■ : 液化石油ガス法が特段規定していない(※)10トン以上のバルク貯槽を現時点ではない

(b) 今後の方向性

10 トン未満は、液化石油ガス法の規制において十分検討されたもの（特にバルク貯槽において過去の実証試験等により詳細に確認し、安全性が十分に検証された結果が反映されたもの）となっており、液化石油ガス法の保安距離を適用することで、簡易ガス事業に適応しても保安を維持できると考えられる。

液化石油ガス販売事業において 10 トン以上のバルク貯槽は実態上存在しないので、簡易ガス事業（ガス事業法）を適合するのが合理的であり、10 トン以上は簡易ガス事業（ガス事業法）の保安距離を適用することで保安を維持できると考えられる。

② 導管

(a) 現行

ガス事業法では、技術基準の内容を遵守しつつ、より詳細な技術的要件を記載した解釈例により、導管の材料、構造、使用制限、防食措置、防護措置等に関する詳細な基準が規定されている。特に、構造に関する規定には、液化石油ガス法の技術基準の内容を遵守しつつ、より詳細な技術的要件を記載した液化石油ガス法の例示基準に規定されていない路面荷重等を考慮した管厚計算などがガス事業法の解釈例（液化石油ガス法の例示基準）に規定されている（実態上は、同様の管（材質、管厚等）が使用されている。）。

(b) 今後の方向性

液化石油ガス法は、大規模な導管供給を前提とした規制ではないため、ガス事業法の技術基準又は解釈例の内容を必要に応じて補完するなど、移行後においても従来どおりの安全性が担保できる導管の技術基準を液化石油ガス法の中に整備することが適当と考えられる。

③ ガス漏れ警報器

(a) 現行

両法規で設置を義務づけているガス漏れ警報器及びガス漏れ警報設備の規格は、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令に適合するガス漏れ警報器であり、同じ規格により運用されていることから、制度移行に際して特段の問題は生じない。

一方、ガス漏れ警報器の設置を義務づけている建物や施設については、それぞれの法規で建物区分を設けて指定しているが、ガス事業法と液化石油ガス法との間で規定内容の整合が図られていない部分もある。例えば、液化石油ガス法施行規則第 86 条第 5 号に定める共同住宅は、ガス事業法で指定する建物区分に含まれていない。このため、制度移行が行われた場合には、簡易ガス事業の共同住宅において、ガス漏れ警報器を新たに設置しなければならない。

(b) 今後の方向性

（安全確保の観点から）液化石油ガス法を基本とすることが適当と考えられる。ただし、一定期間の経過措置等が必要であると考えられる。

(4) 手続き等

①行政機関

(a) 現行

簡易ガス団地については、団地毎に経済産業大臣の許可を受けている（許可に係る審査対応は、事業関係が経済産業局、保安関係が産業保安監督部）。

一方、液化石油ガス法では、販売所毎に行政機関への届出を行っており、一の団地については、販売所における一般消費者等に位置づけられる。このため、移行の際には、簡易ガス団地が、液化石油ガス販売事業者のどの販売所に属するかを整理する必要がある。その過程で、液化石油ガス販売事業登録、販売所の新設、変更に係る届出等が必要になる。また、保安業務については、新たに保安業務を行う者にあつては保安機関の認定及び保安業務規程の認可、既に保安機関の認定を受けている者にあつては、必要に応じて一般消費者等の数の増加認可、保安業務規程の変更認可等の業務が発生することとなる。

(b) 今後の方向性

液化石油ガス法の保安規制を基本としつつも、移行に係る経過措置、簡易ガス事業者及び自治体等の負担にも留意しながら、今後とも引き続き詳細かつ慎重に検討していく必要があると考えられる。

②保安責任者（資格を含む）

(a) 現行

簡易ガス事業（ガス事業法）では、保安責任者に丙種ガス主任技術者免状（甲種又は乙種も可）の交付を受けている者を選任している。液化石油ガス販売事業（液化石油ガス法）では、販売所毎に第2種販売主任者免状の交付を受けている者であって、液化石油ガスの販売の実務に6月以上従事した経験を有する者を選任している。

| | | 簡易ガス事業（ガス事業法） | 液化石油ガス販売事業（液化石油ガス法） |
|-----------------|---|---|--|
| 保安責任者及び代理者の選任 | 責任者 | 一の供給地点群に係る特定製造所毎に <u>丙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者</u> を選任 (法第31条第1項、規則第33条第1項) | 販売所毎に <u>第2種販売主任者免状の交付を受けている者</u> であって、液化石油ガスの販売の実務に6月以上従事した経験を有する者を選任 (法第19条第1項、規則第22条第3及び4項) |
| | 代理人 | ガス主任技術者が旅行、疾病その他事故によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者を保安規程に定めなければならない。なお、 <u>代理者の法令上の資格要件なし。</u> (規則第31条第1項第2号) | 業務主任者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者として、 <u>次の(1)又は(2)の要件を満足する者</u> を販売所毎に1人以上あらかじめ選任（法第21条第1項） (1) 第2種販売主任者免状の交付を受けている者であって、液化石油ガスの販売の実務に6月以上従事した経験を有する者 (規則第25条第2項) (2) 高圧ガス保安協会が行う講習を修了し、液化石油ガスの販売の実務に6月以上従事した経験を有し、かつ、18歳以上の者 (規則第25条第3項) |
| 保安責任者が受講すべき法定講習 | なし | なし | 規則第23条第1項に定める業務主任者講習を受けなければならない。 規則第23条第2項に従って再講習を受講しなければならない。(法第19条第3項) |
| 保安責任者の職務 | 簡易ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督 (法第31条第1項) | なし | 液化石油ガスの販売に係る保安に関し規則第24条に定める職務を行う。 (法第20条第1項) |
| | ガス主任技術者は、誠実にその職務を行わなければならない。(法第35条第1項) | なし | 業務主任者は、誠実にその職務を行わなければならない。(法第20条第2項) |
| | 簡易ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、ガス主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。(法第35条第2項) | なし | 液化石油ガス販売事業に従事する者は、業務主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。(法第20条第3項) |

(b) 今後の方向性

液化石油ガス法を基本とすることが適当と考えられる。なお、移行の際に引き続き資格（丙種ガス主任技術者等）を活用できる体制を構築することが必要と考えられる。

4. 消費段階におけるガス事業法と液化石油ガス法の保安規制のあり方【論点4】

(1) 消費段階における両法の保安規制の整理

ガス事業法の消費機器と液化石油ガス法の消費設備の周知及び調査頻度については、相違がある状況となっているため、ガス事業法と液化石油ガス法との整合化について検討する必要がある。

(2) 目指すべき方向性

都市ガス及び液化石油ガスに係る需要家保安の維持・向上を図りつつ、ガス事業法及び液化石油ガス法における規制・保安体系やこれまでの保安対策に留意しつつ、可能な限り両法の規制の整合化を図るとともに、技術の進展、事故状況等を踏まえた規制の合理化を行うのが適当と考えられる。

(3) 消費機器の周知業務について

①これまでの経緯等

【ガス事業法】

ガス事業法の周知業務については、ガス消費先におけるガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、昭和45年に当該規定が加えられた。当初は周知頻度としては年1回であったが、平成7年の改正により、全需要家（特定地下街等を除く）に対する一般的な周知は内容を絞り込み、頻度を緩和（3年度に1回以上）し、非安全型機器[※]を使用する需要家（消費者）や特定地下街等で使用する需要家（消費者）への周知は毎年度1回以上行うものとし、周知にあたり特段の配慮を払うように努めることとしている。

※以降、非安全型機器とは省令で定める消費機器（例：不完全燃焼防止装置なしの屋内CF式ふろがまなど）をいう。

【液化石油ガス法】

液化石油ガス法の周知義務については、一般消費者等の不注意による事故が跡を絶たず、液化石油ガスによる災害の発生を防止するため、昭和53年に当該規定が加えられた。当初は周知頻度としては年1回であったが、平成8年の改正により、設備の信頼性の向上等保安の向上を踏まえ、また、近時の自己責任原則重視の流れを踏まえ必要最小限の規制とすべく、2年に1回以上行うこととし、非安全型機器を使用する需要家（消費者）への周知は毎年度1回以上行うものとし、周知にあたり特段の配慮を払うように努めることとしている。

②今後の方向

周知の頻度を可能な限り整合化することが適当と考えられる。例えば、安全型機器[※]のみを設置している需要家（消費者）に対する周知の頻度については、ガスの使用者及びガス事業者の負担軽減を図りつつ、必要最小限の規制とする観点から、ガス事業法・液化石油ガス法ともに液化石油ガス法の消費設備の調査頻度と合わせて4年に1回以上行うこととする。なお、非安全型機器を設置している需要家（消費者）など現行法において毎年度1回以上（または1年に1回以上）行っているものについては、引き続き同じ頻度で行うこととし、周知にあたり特段の配慮を払うように努めることとする。

※前述の「非安全型機器」以外の消費機器をいう。

（4）消費機器の調査頻度について

①これまでの経緯

【ガス事業法】

ガス事業法の消費機器の調査については、ガス消費先におけるガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、昭和45年に当該規定が加えられ、消費機器が技術上の基準に適合しているかどうかを調査し、技術上の基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするため採るべき措置及びその措置を採らなかった場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知すること等の義務を課すこととし、当初は調査頻度としては3年に1回以上であった。昭和54年の改正により、ガスの使用者が所有している消費機器の種類毎に、消費機器の技術上の基準に基づく具体的な調査事項を規定した。

昭和55年に発生した地下街におけるガス事故を契機として、地下街におけるガスの使用の安全性を確保するための改正が行われ、特定地下街等及び特定地下室等に設置される燃焼器の調査義務を規定し、技術上の基準を規定した。

平成7年の改正により、消費機器調査が省略できる不完全燃焼防止機能付きガス消費機器の範囲を拡大した。一方、過去の事故事例等から消費機器調査の実施により保安の向上を図るべき内容については、調査項目を追加した。また、調査時に技術上の基準に適合していない場合は、全て再調査及び毎年度1回以上の通知をすることとしていたが、ガスの使用者及びガス事業者の負担軽減を図りつつ保安向上が図れる制度に変更できるようにすべく、前回調査時と同一の基準不適合であって、毎年度1回以上通知を行ってきた場合の再調査を不要とした。

平成9年の改正により、消費機器の調査は、3年に1回以上行うこととされていたが、実際には3年より短い期間で実施計画を立てないと法令違反になるため、ガス事業者は33～35ヶ月に1回程度の頻度で調査を行っていた。実質的に3年に1回以上の調査が実施できるよう頻度を40ヶ月に延長した。

また、昭和53年に規定された消費機器調査結果年報の中で、様式第60の備考1より、調査又は再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又は再調査ができない

場合は報告上「不在」として扱うこととしている。

【液化石油ガス法】

液化石油ガス法の消費機器の調査については、一般消費者等の消費先におけるガスの使用に伴う災害防止のため、昭和42年の法制定時が規定され、消費機器が技術上の基準に適合しているかどうかを調査し、技術上の基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするためとるべき措置及びその措置を取らなかった場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知すること等の義務を課すこととし、当初は調査頻度としては3タイプ（①毎月1回以上：充てん容器が40℃以下に保たれていることなど、②毎年1回以上：燃焼器は液化石油ガスの規格に適合したものであることなど、③2年に1回以上：調整器の調整圧力の測定など）であった。

昭和53年の改正により、事故の実態等も踏まえ、最も適切かつ合理的なものにする必要があるとともに、現在の毎年1回の調査については、新設のLPガス設備に係る有資格者制度の導入を図ることから必ずしもこの頻度で実施をする必要はなくなるものと考えられ、また、LPガス販売事業者の調査義務の確実な履行を確保する観点からも、2年1回の調査に統一することが妥当であるとした。

平成8年の改正により、安全器具の普及運動を通じて消費設備の状況も向上し、これまでの消費設備の調査の結果によると、要改善設備の比率も減少し、事故発生比率も減少している。これらの状況を踏まえ、原則として2年毎に実施している消費設備の調査の周期を延長すべきであるとし、2年から4年に緩和された。

なお、一般消費者が不在の場合には、液化石油ガス法では当該規定がないため、事業者によっては、何度も訪問している。

②今後の方向

調査の頻度を可能な限り整合化することが適当と考えられる。例えば、省令で定める機器を設置している消費者に対して実施する調査の頻度については、ガス事業法及び液化石油ガス法ともに必要最小限の規制とすべく、液化石油ガス法の消費設備の調査頻度に合わせてガス事業法の調査頻度を4年に1回以上で行うこととする。

また、調査又は再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又は再調査ができない場合は「不在」として処理することを、液化石油ガス法でも通達等で手当てすることとする。

なお、ガスの使用者が不在の場合には、3回は「不在連絡票」を投入し、次の調査実施希望日についての液化石油ガス事業者への連絡方法又は次の調査予定日を告知するなどの措置を講ずるとともに、訪問のタイミング（曜日、時間帯等）を工夫し、なるべく不在とならないように取り組むこととする。立入りを拒否された場合には、その旨を明確にする資料を整備することとする。